

## 7 補装具・日常生活用具など



### (1) 補装具費の給付

身体上の障がいを補うための用具の交付・修理・借受けを受けられます。

同じ種目が利用できる場合は、介護保険制度を優先します。

購入・修理・借受けする前に、事前申請が必要です。

対 象	身体障がい者手帳を持っている方、難病などで一定の障がいの状態にある方 (注)利用者が18歳以上であって、利用者または配偶者の市民税所得割が46万円以上の場合、支給対象となりません。
利用者負担	原則として費用の1割が利用者負担となります。 ただし、世帯の課税状況に応じて1か月あたりの利用者負担上限額があります。 (負担上限月額) ・生活保護世帯、市民税非課税世帯・・・0円 ・市民税課税世帯・・・37,200円 (注)世帯の範囲は、補装具の利用者が18歳以上の場合は「本人および配偶者」、18歳未満の場合は「世帯全員」を指します。
申請お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課

### 補装具の種目

※原則、耐用年数内は修理での対応となります。

障がい部位	補 装 具 名	耐 用 年 数	
視 覚	視覚障がい者安全つえ	2~5年	
	義眼	2年	
	矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ、弱視眼鏡	2~4年	
聴 覚	補聴器	5年	
	人工内耳用音声信号処理装置修理	—	
肢 体 不 自 由	重度障がい者意思伝達装置	5年	
	義 肢	殻構造義手	1~4年
		骨格構造義手	—
		殻構造義足	1~5年
		骨格構造義足	—
	装 具	下肢装具	1.5~3年
		靴型装具	1.5年
		体幹装具	1~3年
		上肢装具	2~3年
	車 い す	オーダーメイド、レディメイド	6年
	電動車いす		6年
	歩行器		5年
	歩行補助つえ		2~4年
	姿勢保持装置		3年
車載用姿勢保持装置		3年	
障がい児のみ	起立保持具	3年	
	排便補助具	2年	

## (2) 難聴児補聴器購入費の助成

対象者	聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳未満の児童
助成対象経費	・補聴器購入(耐用年数:5年) ・イヤーマールド交換(耐用年数:1年)
助成額	購入価格と基準価格を比較し、いずれか低い額の2/3を助成
申請お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課

## (3) 軽度・中等度難聴者補聴器購入費の助成

対象者	聴力レベルが30dB以上70dB未満で、身体障がい者手帳の交付の対象とならない18歳以上の方(医師が装用が必要と認めた場合は聴力レベルに該当しない方も対象とする) ※住民税非課税世帯もしくは生活保護世帯の方に限る
助成対象経費	・補聴器購入(耐用年数:5年)
助成額	25,000円(50,000円以上の補聴器を購入した場合に限る)
申請お問い合わせ	・18歳~64歳の方 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・65歳以上の方 高齢者福祉課 ☎21-6967 FAX 21-6974 ・各行政センター 市民サービス課

## (4) 日常生活用具の給付

重度障がい(児)者に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

同じ品目が利用できる場合は、介護保険制度を優先します。

購入する前に、事前申請が必要です。

対象	日常生活を営むのに支障のある障がい者(児)、難病などで一定の障がいの状態にある方 (給付品目および対象者は下表参照) (注)用具ごとに給付上限額(基準額)を定めています。 (注)利用者が18歳以上であって、利用者または配偶者の市民税所得割が46万円以上の場合、支給対象となりません。
利用者負担	原則として費用の1割が利用者負担となります。 ただし、世帯の課税状況に応じて1か月あたりの利用者負担上限額があります。 (負担上限月額) ・生活保護世帯、市民税非課税世帯・・・0円 ・市民税課税世帯・・・37,200円 (注)世帯の範囲は、利用者が18歳以上の場合は「本人および配偶者」、18歳未満の場合は「世帯全員」を指します。
申請お問い合わせ	・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598 ・各行政センター 市民サービス課

日常生活用具の種類

※原則、耐用年数内は再給付できません。

障がい種別	品目	耐用年数	対象者
視覚	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	6年	視覚障がい1,2級、学齢児以上
	視覚障がい者用 活字文書読上げ装置	6年	
	視覚障がい者用 拡大読書器	8年	視覚障がいに該当し、本装置によって読書などが可能になる方 学齢児以上
	視覚障がい者用 体温計(音声式)	5年	視覚障がい1,2級で、視覚障がい者のみの世帯(準ずる世帯含)の方 学齢児以上
	視覚障がい者用 血圧計	5年	視覚障がい1,2級で、視覚障がい者のみの世帯(準ずる世帯含)の方 学齢児以上
	視覚障がい者用 体重計	5年	視覚障がい1,2級で、視覚障がい者のみの世帯(準ずる世帯含)の方 18歳以上
	視覚障がい者用 時計(触読式、音声式)	10年	視覚障がい1,2級、18歳以上
	電磁調理器	6年	・視覚障がい1,2級で、視覚障がい者のみの世帯(準ずる世帯含)の方 18歳以上 ・療育手帳Aの知的障がい者、18歳以上
	歩行時間延長信号機用小型送信機	10年	視覚障がい1,2級、学齢児以上
	点字図書	-	視覚障がいに該当し、主に情報入手を点字に頼っている方
	点字ディスプレイ	6年	視覚障がい1,2級、18歳以上
	点字器(標準型)	7年	視覚障がい1,2級、学齢児以上
	点字器(携帯型)	5年	
	点字タイプライター	5年	視覚障がい1,2級で、就労中(見込み可)か就学中の方
地上デジタル放送対応ラジオ	5年	視覚障がい1,2級	
聴覚	聴覚障がい者用 屋内信号装置	10年	聴覚障がい1,2級で、聴覚障がい者のみの世帯(準ずる世帯含)の方 18歳以上
	聴覚障がい者用 情報受信装置 ※文字放送デコーダー	6年	聴覚障がいに該当し、この装置によってテレビの視聴が可能となる方
	人工内耳スピーチプロセッサ	5年	聴覚障がいに該当し、人工内耳を装着している方
	人工内耳用電池	充電電池 1年 充電電池以外 1か月	聴覚障がいに該当し、人工内耳を装着しスピーチプロセッサを使用する方 (充電電池と充電電池以外の併給不可)
	人工内耳用充電器	3年	聴覚障がいに該当し、人工内耳を装着しスピーチプロセッサを使用する方
	人工内耳用イヤーマールド	6か月	聴覚障がいに該当し、人工内耳を装着しイヤーマールドが必要と認められる方
	人工内耳用バッテリーユニット	3年	聴覚障がいに該当し、人工内耳を装着しバッテリーユニットを使用する方
	補聴器・人工内耳用乾燥機	3年	聴覚障がいに該当し、補聴器・人工内耳を装着している方
聴覚 音声 言語	聴覚障がい者用通信装置 ※ファクシミリなど	5年	聴覚障がいに該当または音声・発語に著しい障がいを持ち、コミュニケーション・緊急連絡などの手段として必要な方 学齢児以上
音声 言語 肢体	携帯用会話補助装置	5年	音声・言語機能障がいに該当または肢体に関わる障がいに該当する方で、発声・発語に著しい障がいを有する方 学齢児以上

障がい種別	品目	耐用年数	対象者
視覚 聴覚 言語 肢体	情報通信支援用具(パソコン周辺機器やアプリケーションソフト)	4年	視覚・聴覚・上肢機能障がい1,2級または言語・上肢複合障がい1,2級で、文字を書くことが困難な方 学齢児以上
	パソコン・タブレット端末	6年	
音声 言語	人工喉頭(笛式)	4年	音声・言語機能障がいに該当し、喉頭を摘出した方
	人工喉頭(電動式)	5年	
肢体	特殊寝台	8年	・下肢または体幹機能障がい1,2級、18歳以上 ・難病患者などで寝たきりの状態にある方
	特殊マット	5年	・下肢または体幹機能1級(障がい児は1,2級)、3歳以上 ・療育手帳Aの知的障がい者(児)、3歳以上 ・難病患者などで寝たきりの状態にある方
	特殊尿器	5年	・下肢または体幹機能障がい1級で、常時介護が必要な方 学齢児以上 ・難病患者などで自力で排尿できない方
	入浴担架	5年	下肢または体幹機能障がい1,2級で、入浴に介護が必要な方 3歳以上
	体位変換器	5年	・下肢または体幹機能障がい1,2級で、下着交換などに介助が必要な方 学齢児以上 ・難病患者などで寝たきりの状態にある方
	移動用リフト	4年	・下肢または体幹機能障がい1,2級、3歳以上 ・難病患者などで下肢または体幹機能に障がいのある方
	訓練いす	5年	下肢または体幹機能障がい1,2級の障がい児、3歳以上18歳未満
	訓練用ベッド	8年	・下肢または体幹機能障がい1,2級の障がい児、学齢児以上18歳未満 ・難病患者などで下肢または体幹機能がある方
	入浴補助用具	8年	・下肢または体幹機能障がいに該当し、入浴に介助が必要な方 3歳以上 ・難病患者などで入浴に介助を要する方
	便器 ※ポータブルトイレ	8年	・下肢または体幹機能障がい1,2級、学齢児以上 ・難病患者などで常時介護を要する方
	頭部保護帽	3年	・療育手帳Aの知的障がい者(児)で、てんかんなどの発作などによって頻繁に転倒するおそれのある方 ・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいに該当する方
	T字状・棒状のつえ	3年	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいに該当する方
	移動・移乗支援用具 ※手すり、スロープなど	8年	・平衡機能または下肢もしくは体幹機能障がいに該当し、移動などにおいて介助を必要とする方 3歳以上 ・難病患者などで肢体が不自由な方
特殊便器	8年	・上肢機能障がい1,2級、学齢児以上 ・療育手帳Aの知的障がい者(児)、学齢児以上 ・難病患者などで上肢障がいのある方	
呼吸器	ネブライザー	5年	・呼吸器障がい1~3級の方またはそれと同等の障がいを有する方 ・難病患者などで呼吸機能障がいのある方
	電気式たん吸引器	5年	
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	5年	難病患者などで人工呼吸器の装着が必要な方
	排痰補助装置リース料	1か月	慢性の神経系の難病(筋萎縮性側索硬化症(ALS)など)および筋力低下をきたす筋疾患(筋ジストロフィーなど)のため、自力での排痰が困難な方

障がい種別	品目	耐用年数	対象者
じん臓	透析液加温器	5年	じん臓機能障がい1～3級で、自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方 3歳以上
ぼうこう直腸	ストーマ装具(消化器系、尿路系)	1か月	ぼうこう・直腸機能障がいに該当する、ストーマ造設者
その他	火災警報器	8年	火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障がいまたは知的障がいをお持ちの方で、障がい者のみの世帯(準ずる世帯含)の方
	自動消火器	8年	・火災発生の感知および避難が著しく困難な身体障がいまたは知的障がいをお持ちの方で、障がい者のみの世帯(準ずる世帯含)の方 ・火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者などで、難病患者などのみの世帯(準ずる世帯含)の方
	酸素ボンベ運搬車	10年	医療保険における在宅酸素療法を行う方、18歳以上
	紙おむつなど	1か月	3歳以上で次のいずれかに該当する方 ①ストーマ装具の装着が困難な方 ②先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい者 ③脳性麻痺など脳原性運動機能障がいによって排尿もしくは排便の意思表示が困難な方
	収尿器	1年	高度の排尿機能障がい者(児)

## (5) 住宅改修にかかる給付

在宅の重度障がい者(児)が、住宅改修を行う場合の用具購入費および改修工事費を給付します。  
**介護保険制度の住宅改修費給付が利用できる方の場合、介護保険制度を優先します。**  
 改修する前に、**事前申請が必要**です。原則として給付は1回です。

対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢、体幹機能障がいまたは運動機能障がい(移動機能障がいに限る)があり、障がい等級1～3級の方、学齢児以上</li> <li>・難病などによって下肢または体幹機能の障がいを持つ方</li> </ul>
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手すりの取付け</li> <li>・段差解消</li> <li>・滑り防止および移動の円滑化などのための床材変更</li> <li>・引き戸などへの扉の取替え、</li> <li>・洋式便器などへの便器の取替え</li> </ul> ※新築・増築は対象外
給 付 額	原則として費用の1割が利用者負担となります。ただし、生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用者負担額はありませ <b>※給付上限額：20万円</b>
お問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出雲市 福祉推進課 ☎21-6961 FAX 21-6598</li> <li>・各行政センター 市民サービス課</li> </ul>



### バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

既存の住宅に一定のバリアフリー改修工事を行い、要件を満たす場合は、申告により、その住宅分の固定資産税について減額措置が受けられます。改修工事完了後3か月以内に申告が必要です。

適 用 要 件	次のすべての要件を満たすこと ① 新築後10年以上経過した住宅であること(賃貸住宅を除く) ② 令和8年3月31日までに改修工事が完了すること ③ 次のいずれかの方が居住していること ・65歳以上の方 ・要介護認定または要支援認定を受けている方 ・障がい者 ④ 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること ⑤ バリアフリー改修工事に係る費用(補助金等を除く自己負担)が50万円超であること	詳しくはこちら 
減 額 措 置	当該住宅に係る翌年度分の固定資産税額を3分の1減額 ※1戸当たり100㎡相当分までを上限とする	
お問い合わせ	出雲市 資産税課(2階) ☎21-6820 FAX21-6832	

### バリアフリー改修工事に伴う特別税額控除について

バリアフリー改修工事を行った場合において、一定の金額をその年分の所得税から控除(住宅特定改修特別税額控除)することができます。住宅ローン等の利用がなくても適用できます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・50歳以上の方</li> <li>・介護保険法に規定する要介護または要支援の認定を受けている方</li> <li>・所得税法上の障がい者である方</li> <li>・高齢者等である親族と同居を常況としている方</li> </ul>	詳しくはこちら 
適 用 要 件	次のすべての要件を満たすこと ① 自己が所有する家屋についてバリアフリー改修工事をして、平成26年4月1日から令和7年12月31日までの間に自己の居住に供していること ② バリアフリー改修工事の日から6か月以内に居住に供していること ③ この特別控除を受ける年分の合計所得額が2,000万円以下(注1)であること ④ 工事をした後の住宅の床面積が50㎡以上であり、かつ、床面積の1/2以上を専ら自己の居住に供していること ⑤ 2以上の住宅を共有している場合には、主として居住の用に供することと認められる住宅であること ⑥ バリアフリー改修工事に係る標準的な費用の額が50万円を超えるものであること ⑦ 工事費用の1/2以上の額が居住用部分の工事費用であること (注1) 平成26年4月1日から令和5年12月31日までの間に自己の居住の用に供している場合は、この特別控除を受ける年分の合計所得金額は、3,000万円以下	
お問い合わせ	出雲税務署 ☎21-0440	